

ICCLC NEWS

財団法人国際民商事法センター
第 7 号 1998年9月

HEADLINE

- 1 日中民商事法セミナー開催のご案内……………1頁
- 2 シンガポール・オーストラリアに関する調査報告……………2頁
- 3 ミャンマー連邦訪問報告 ……………5頁
- 4 第6回ヴェトナム国法整備支援研修報告……………10頁

第3回日中民商事法セミナーの開催について

中国では市場経済化の流れの中で、関係諸法律の整備が急速に取り進められています。この最新の動向について、中国から下記3人の講師をお迎えし、セミナーを開催します。

日時・場所 1998年11月5日10:00～17:30 於 灘尾ホール(千代田区霞ヶ関)

中国側講師 于吉 国务院経済体制改革弁公室 総合調研司副司長

基調講演: 経済体制改革のマクロ的側面

孫礼海 全人代常務委員会法制工作委员会 民法室副主任

基調講演: 民事立法の動向 — 統一契約法を中心として

王保樹 清華大学教授, 社会科学院法学研究所副所長

基調講演: 国営企業改革と会社法

基調講演の後、東京都立大学野村好弘教授をコーディネーターとして、中国側講師に加え、日本側専門家数名に参加いただき、上記テーマを中心にパネル討論を行います。

また、翌11月6日には、大阪において中国側講師代表による講演会(16:30より 於 KKRホテル 大阪)も開催する予定です。

追って詳細確定次第ご案内いたします。

シンガポール及びオーストラリアに関する訪問調査報告

法務総合研究所総務企画部付
同所 研修第三部教官(当時)

野口元郎
亀田 哲

現在、法務総合研究所が（財）国際民商事法センターと協力して行っている民商事国際研修に関し、現地の関係機関を訪問して相互協力についての協議を行うとともに、シンガポール及びオーストラリアに所在する日本企業等を訪問して最近における経済社会情勢についての情報を取得し、併せて、法律関係の出版物その他の関係資料を収集するため、シンガポール及びオーストラリアに出張しましたので、その概要につき、下記のとおり、報告します。

1 出張期間

平成10年3月11日(水)から同月18日(水)までの8日間

2 訪問先

[シンガポール]

Khattar Wong & Partners 事務所
Singapore Academy of Law
長島・大野法律事務所/シンガポール支所
シンガポール住友商事株式会社

[オーストラリア]

The University of Melbourne / Law School, Asian Law Centre

3 訪問結果

① Khattar Wong & Partners 事務所

シンガポール最大のローファームである「Khattar Wong & Partners 事務所」を訪ね、同事務所において勤務する Mr. Eric Low にお会いした。

同氏は、法務総合研究所と財団法人国際民商事法センターが平成9年に開催した「倒産法シンポジウム」において、シンガポール代表として参加された弁護士であるが、平成11年2月に開催する予定の次回シンポジウムに際してシンガポールからの代表を招く場合には、適任者の紹介等を依頼するかもしれない旨話したところ、同氏から快諾をいただいた。

その後、あらかじめ同氏に仲介を依頼していた「Singapore Academy of Law」へ案内していただいた。

② Singapore Academy of Law

「Singapore Academy of Law」は、特別法（The Singapore Academy of Law Act）に基づき、1988年に設立された機関であり、法律実務家に対して継続的な法学教育を実施するほか、裁判官、弁護士、大学法学部学生などが自由に交流することができる場を提供することを目的とするものである。

訪問に際しては、Mr. Andrew Cheong (Acting Director) 及び Mr. Loong Seng Onn (Assistant Director) の両氏から、同機関に係る設立の目的、活動の内容等について説明を受け、併せて、関係資料「Singapore Academy of Law Journal」等の提供を受けた。

③ 長島・大野法律事務所/シンガポール支所

日本最大の弁護士事務所である「長島・大野法律事務所」のシンガポール支所を訪ね、同支所において勤務する森田耕司弁護士から、最近のシンガポール及びアジア地域の諸情勢、特に、昨年からの通貨危機がアジア地域の経済発展に与えた影響やアジア地域に進出・投資している日本企業の状況等について説明を受けた。

ちなみに、同支所は、平成8年夏に開設されたものであり、同支所には、森田弁護士のほか、もう1名の日本人弁護士が常駐し、シンガポール国内のみならず、東南アジア全域に進出している日本企業等に対する法律顧問を主たる業務としている。

④ シンガポール住友商事株式会社

シンガポール国内において数十年の活動実績を有する「シンガポール住友商事株式会社」（従業員：現地採用者を含め約150名）を訪ね、同社取締役・管理部長兼人事部長の明石法夫氏及び同社長付の渡部慎一氏から、最近のシンガポール及びアジア地域の諸情勢、特に、昨年からの通貨危機がアジア地域の経済発展に与えた影響やアジア地域に進出・投資している日本企業の状況等について説明を受け、併せて、関係資料「ASEANの中のシンガポール」の提供を受けた。

⑤ The University of Melbourne / Law School, Asian Law Centre

「Asian Law Centre」は、「The University of Melbourne / Law School」に付属する専門機関のひとつであり、「The University of Melbourne / Law School」の主導のもとに、オーストラリア政府、ビクトリア州政府、ビクトリア法律基金、The University of Melbourne / Law School 基金、JAPAN FOUNDATION などの支援を受けて、1985年

に設立されたものである。アジア太平洋地域では、最も有名なアジア法に関する研究機関であり、オーストラリアのローファームや企業なども、The University of Melbourne / Law School 基金を通じて関与している。

「Asian Law Centre」の主たる目的及び活動は、

- (1) オーストラリアにおける大学学部及び、大学院レベルでのアジア法研究並びにアジアにおけるオーストラリア法教育を促進すること
- (2) アジアにおけるオーストラリアの取引相手国の商法その他取引関連法の知識を深めると同時に、取引や投資のための法制度を研究すること
- (3) オーストラリア人及びアジア人のための特別な法学教育のプログラムを開発すること
- (4) 他の分野におけるアジア及びその言語の研究を発展させ、法律分野における研究との連携を促進すること
- (5) 「The University of Melbourne / Law School」とアジアの大学や機関との間で、スタッフや学生の交流を促進すること

であり、上記の目的及び活動は、法務省が行う民商事国際研修や（財）国際民商事法センターが行う各種交流・研究活動と共通する部分も多い。

「Asian Law Centre」の訪問に際しては、

・ Professor Malcolm Smith

(Director of Asian Law Centre, Professor of Asian Law, Associate Dean)

・ Professor Michael Tilbury (Barrister of Supreme Court NSW)

・ Ms. Veronica L Taylor (Associate Director of Asian Law Centre, Senior Lecturer)

・ Dr. Timothy Lindsey (Associate Director of Asian Law Centre, Barrister)

にお会いした。このうち、Dr. Timothy Lindsey は、法務総合研究所と財団法人国際民商事法センターが平成9年に開催した「倒産法シンポジウム」において、オーストラリア代表として参加された方であり、また、Professor Malcolm Smith 及び Ms. Veronica L Taylor は、日本法研究の専門家として頻繁に来日されており、日本の法律関係者との交流も深い。

今回、Professor Malcolm Smith (Director of Asian Law Centre) に対して、法務総合研究所長の書簡を手交し、「Asian Law Centre」との交流を今後とも継続し、双方が主催するシンポジウムへの専門家の派遣などを含む協力関係を築きたい旨申し入れたところ、快諾をいただいた。

なお、「Asian Law Centre」の活動内容等について説明を受けた上、関係資料として「The University of Melbourne / Law School 10th Anniversary Report」等の提供を受けた。

ミャンマー連邦訪問報告

法務総合研究所室長研究官（当時） 山野幸成
（財）国際民商事法センター事務局次長 相沢繁昌

本年3月9日から同月14日までの期間、ミャンマー連邦を訪問する機会に恵まれましたので、紙面を若干お借りして同国の情勢などを報告します。

1 訪問の目的

- ① 法務総合研究所及び（財）国際民商事法センターが平成8年度から実施している「国際民商事法研修」に参加したミャンマーからの研修員4名（平成8年度3名，9年度1名）や同研修に係わりのある関係機関を訪問して，同研修のフォローアップをするとともに，今後の研修のあり方についても調査すること
- ② ミャンマーの民商事に関する法律の収集，調査すること

2 主な訪問先との打合せの概要

(1) 国際協力事業団（JICA）ミャンマー事務所

応対者 吉田 丘所長

- ① 所長から，対ミャンマー97年度協力実績及び国内情勢について説明。
（概要）

97年度のJICAの対ミャンマーへの協力は，対米関係もあり，人道援助関係に限っている。ミャンマーは，報道などにより，危険な国として日本では印象を持たれている感があるが，現実はそのようなことはない。

民政は重要な課題だが，軍事政権が多民族を一つの国としてまとめ上げているという状況もある。

外国からの投資については，二重為替（公定レートと実勢レートが大きく相違する）などの問題があり，なかなか投資が増えていないというのが現状である。

なお，ミャンマーの実状を知る上では，深田祐介著「最新東洋事情 日本をいちばん愛する国」（文芸春秋1995年4月号）が大変参考になる。

国際民商事法研修に関しては、今後ともミャンマーから研修員が派遣できるよう引き続き協力願いたい。

(2) 在ミャンマー日本国大使館

応対者 鶴 護 書記官（経済班）

鶴書記官（経済班）から、ミャンマー経済の課題を説明（JICA所長同席）。

当方より、当研修は、毎年研修員を派遣することによって、実績が上がるので、ミャンマーから派遣できるよう大使館の協力をお願いした。

(3) 住友商事株式会社ヤンゴン事務所

応対者 高山 俊郎所長 他1名

① 所長から、ミャンマー情勢の説明。

（概要）

外国人がミャンマーへ投資する上で、大きな制限となっているのは、二重為替のほかに、本国にドルを送金できないなどの問題があり、日本からの投資は、現時点では活発ではない。

ミャンマーでは、法律は整っているが、古いものが多く、国際取引に対応できていないし、現実には、通達などにより、運用されている面がある。

② 法整備状況についての意見交換

所長の紹介により、同事務所が入居しているビルに事務所を構えている弁護士 Mr.Roland S Hipolito 他1名から、ミャンマーの法整備状況を聞いた。

（概要）

ミャンマーには、民法といった基本法はなく、民事訴訟法(Civil Procedure Code)、契約法 (Contract Act)、財産譲渡法 (Transfer of Immovable Property Restriction Law) 等が民事関係を律する中心法となり、商事関係は、会社法 (Company Law)、国有企業法 (State Owned Economic Enterprises Law)、契約法 (Contract Act)、外国投資法 (Foreign Investment Law)等が中心法となる。これらの法律の多くは、英米法、インド法の影響を受けて作っているが、古いものが多い。「THE BURMA CODE」（日本でいう六法全書みたいなもの）の中に掲載されているので、これを入手すれば、ミャンマーの法律全体が分かる。

(4) 国家計画経済省投資，法人管理委員会 (Registrar of Companies , Directorate of Investment and Company Administration)

応対者 Director Ms. Daw Theingi Tin (第一回研修員) 他 1 名

① Ms.Tin から委員会の業務について説明。

外国からの投資については，当委員会に申請する必要があり，また，会社を設立する場合の窓口も当委員会となる。日本からの投資は，第7位で低い(アメリカは，第5位)。労働力は，安く，質がいいので，日本からの投資をもっと期待している。

冊子「Economic Development Of Myanmar」，「Foreign Investments and Legal Framework in Myanmar」，「The Union of Myanmar Foreign Investment Law, Procedures」を提供。

(なお，外国会社の登記簿を見たが，大福帳方式で登記項目は会社名，資本金などほぼ日本の商業登記と同様の記載となっていた。)

② 研修についての意見交換

(Ms.Tin の発言)

私は，これまで，会社法などの経済法を勉強してきたので，民法，訴訟法等の講義，シンポジウムなどではつらかったが，登記の現場，日本の各地の見学は，得るものがあった。

今後の研修の課題としては，引き続き，国際取引に関するテーマを実施してほしい。

(Ms. Tin が参加した第一回の研修タイトルが「経済取引関係法整備支援」だったこともあり若干テーマについては，認識に相違があった。)

(5) 司法長官府 (Office of the Attorney-General)

応対者 Director-General Mr. U Kyaw Aye
Assistant Director Mr. U Win Myint (第一回研修生)
Staff Officer Ms. Daw Khin Htwe Myint (第二回研修生)
他 5 名

① Mr.Aye の司法長官府についての説明

司法長官府は，100年の古い歴史を持つ役所で，内閣府に次いで，2番目の格付にある。政府の最高の法律顧問としての権限を持つほか，Law Office (日本の検察庁の役割を担当) を監督下においている。

② 研修についての意見交換

(先方の発言)

今後の研修のテーマとしては、特許、著作権、工業所有権などの知的所有権関係、国際私法、国際取引に関する法を実施してほしい。また、ミャンマーでは、近い将来、株取引制度の実施を計画しているので、証券取引関係の法律の整備について、日本の協力をいただきたい。

(当方の発言)

法務総合研究所が行っている研修について説明するとともに、これまでの協力について感謝を述べた。また、来年度も、ミャンマーからの研修員を2名予定しているので、引き続き協力をお願いした。

(Mr. Aye のご厚意により、最高裁判所、ヤンゴン市の区裁判所(Township Court)、ヤンゴン市の Law Office を見学することができた。また、「THE BURMA CODE」のコピーを提供していただいた。)

(6) ヤンゴン大学

対応者 Professor Ms. Daw Than Nwe

Lecturer Mr. Nan Win Aung (第一回研修生) 他5名

① Ms.Nwe からのヤンゴン大学についての説明。

法学部には、Professor 一人(ということは、Ms.Nwe は、日本でいう法学部長に当たると考えられる。)、Assistant Professor 1名、Lecturer 10名、更に、その下に、Assistant Lecturer, Tutors, Demonstrator という構成になっている。

冊子「University of Yangon, Department of Law」, 「The Penal Code」の提供を受けた。

② 研修についての意見交換

(Ms.Nwe の発言)

ヤンゴン大学では、本研修に強い関心を持っており、第二回の研修に参加できなかったことは、残念である。大学では、外国に派遣できる人材はいるので、次回には参加させていただきたい。また、大学と日本の法務省と意見交換を行う場ができれば、相互の法制度について、理解し合えるのではないか。現在、上智大学と明治大学に留学生を派遣しているので、ミャンマー法について、具体的に知りたいのであれば、この留学生に連絡をとっていただきたい。

研修のテーマについては、国際取引に関係のある民商事法、例えば、担保、証券取引、国際仲裁などが挙げられる。

(当方)

大学からの研修員の派遣については、国家計画経済省、司法長官府と調整をとっていただきたい。

3 所感

① ヤンゴン市内の印象

ヤンゴン市内は、英国統治下の建物、緑が多く残り、道路もわりと整備されていて、想像以上にきれいな町並みでした。また、市内には、自動車（日本の中古車が多い。）が多く走っており、4年前に行ったハノイの自転車、バイクの洪水とは異なっていました。市内では、軍人、ホームレスなどもほとんど見あたらず、治安状況もよく、軍事国家といった印象はありませんでした。マーケット、路上の店などの品物も豊富で、国連から、最貧国と扱われていることがふしぎでした（ちなみに、スー・チー女史の家の前を車で通りましたが、通行の整理をしている警備員のような人が2名程度いるだけで、平穏でした。）。

② ミャンマーの法整備状況について

成文法は、一応整備されていますが、古いものも多く、国際取引に十分対応できるものは少ないように思われます。今後、ミャンマーが経済発展を成し遂げるためには、国際経済、国際社会にあった法整備が必要と思われました。

③ 研修について

ミャンマー側の本研修についての評価は高く、今後とも引き続き実施してほしいとの要望が強かったです。

今後のテーマについては、知的所有権、担保、証券取引、国際仲裁に関するものが要望されました。これらの分野の中には、法務省の担当でない分野もありますが、財団の学術評議員の先生方等の協力を得て、今後、研修の一部として組み込むことも必要であると思われます。

また、研修生とも親しく話を持つ機会がありましたが、いずれの研修生も元気で、それぞれの職場でご活躍されておられました。全員が日本での研修生活を大変懐かしく思われ、機会があれば是非とももう一度日本を訪問したいと語られておられました。なお、紙面で申し訳ございませんが、財団の関係者の皆様にもよろしくお伝えくださいとのことでしたので、申し添えます。

平成10年度・前期ベトナム国法整備支援研修を終了して

平成10年6月15日（月）から7月10日（金）までの4週間にわたり、国際協力事業団（JICA）の委託を受け、ベトナム国から司法省民事経済法局次長ほか8名の法律専門家を研修員に迎え、法務総合研究所との提携で標記研修を実施しました。

1 今回の研修の重点分野

今回の研修では、ベトナム国側から要望があった、会社法（証券取引法を含む）に関する講義を重点に置いて実施したほか、証券取引所、商社等の関係機関の見学も併せて実施しました。

また、ベトナム国が司法制度の改革についても関心を持っていることから、前回と同様、日本の司法制度に関する講義及び裁判所、司法研修所、弁護士事務所等の関係機関の見学も実施しました。

2 研修のカリキュラム

会社法（証券取引法を含む）に関する講義を中心に構成しました。

今回の研修から、研修期間が1週間延長され4週間となったことから、よりニーズにあったカリキュラム構成とすることに努めました。

講師には、当財団の三ヶ月章特別顧問をはじめ、中央大学、筑波大学、早稲田大学、一橋大学、法政大学の教授、最高裁判所局付、東洋信託銀行部長、東京証券取引所調査役、大蔵省課長補佐、証券取引等監視委員会課長補佐等多彩な講師陣をお迎えし、専門的な見地から講義を賜りました。

研修監理員（通訳）については、本研修が開始されて以来お世話になっている初鹿野マイさんのほか、今回から新たに水越龍さんにも担当していただくことになり、講義等の通訳、講義用レジュメの翻訳及び研修員のお世話等に活躍していただきました。

なお、主な研修カリキュラムは、次のとおりです。

- ・ 会社法
- ・ 手形・小切手法
- ・ 商業登記制度の概要

- 証券取引制度の概要及び証券上場システムの概要
- 証券取引に関する規制法
- 証券取引等監視委員会の活動
- 会社活動に関する規制
- 株式発行の実務
- 株主総会の実務
- 商社機能について
- 証券取引所，証券保管振替機構，商社，裁判所，法務局，弁護士事務所等の見学

また，今までの研修と同様に，研修員団長による「ヴェトナム法整備の現状と課題」と題する研修員発表の機会を設けました。この発表会には，当財団の岡村理事長をはじめ，吉村法務総合研究所長，八千代国際大学石崎教授に出席いただき，ヴェトナム国の法整備の進捗状況と今後の課題について，研修員と質疑応答を行いました。なお，研修員団長の発表内容については，機関誌「I C C L C」6号に掲載する予定です。

このほか，当研修の一環として，「ヴェトナムにおける企業活動をめぐる諸問題」と題する国際民商事法ヴェトナムシンポジウムを法務省法務総合研究所との共催で国際協力事業団（J I C A）及び法務省民事局の御協力を得て実施しました。

このシンポジウムでは，メインパネリストに当財団の志村治美学術評議員を，パネリストに上村達男早稲田大学教授，金井貴嗣中央大学教授，鈴木康二日本輸出入銀行主任研究員，藤井孝男ヴェトナム松下電器(株)社長及びヴェトナム国研修員2名を迎え，当財団の伊藤会長をはじめ，三ヶ月特別顧問，岡村理事長，小杉理事，森島評議員，川又学術評議員，吉村法務総合研究所長のほか，多数の会員の方々に御出席いただきました。シンポジウム当日は，午前中は志村治美学術評議員及びヴェトナム国研修員のクン中央経済研究所局次長の基調講演が行われ，午後からは志村治美学術評議員をメインパネリストにパネルディスカッションに移り，活発な討論を行いました。

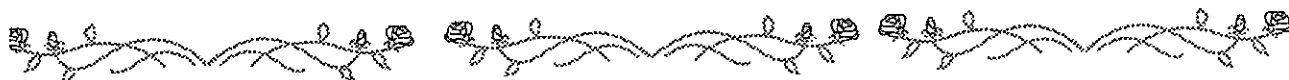
なお，このシンポジウムの内容については，機関誌「I C C L C」6号に掲載する予定です。

研修員は，法務大臣（当日大臣不在のため政務次官），法務総合研究所長等の法務省幹部をはじめ，大阪高等検察庁検事長，大阪地方検察庁検事正，大阪法務局長等を表敬訪問し，日本の法律実務担当者との交流を深めました。

第6回ヴィエトナム国法整備支援研修研修員名簿

- 1 **Ms. NGUYEN THI BICH VAN** (グエン・ティ・ビック・ヴァン) 41歳
司法省民事経済法局次長(団長)
- 2 **Ms. DONG THI ANH** (ドン・ティ・アイン) 50歳
ホーチミン市人民裁判所副裁判長(国会議員)
- 3 **Mr. LE VAN XUAN** (レー・ヴァン・スアン) 46歳
計画投資省財政局 上席専門官 ※家庭の事情により途中帰国
- 4 **Mr. NGO TU NAM** (ゴー・トゥ・ナム) 41歳
ヴィエトナム共産党中央内政委員会第三部次長
- 5 **Ms. DINH TICH LINH** (ディン・ティック・リン) 48歳
司法省民事経済法局 法務専門官
- 6 **Ms. DO THU THUY** (ドオー・トゥ・トゥイ) 42歳
司法省第二事務所ホーチミン公証登録局次長
- 7 **Mr. NGUYEN DINH CUNG** (グエン・ディン・クン) 38歳
中央経済管理研究所マクロ経済政策局次長
- 8 **Mr. DINH VAN LOC** (ディン・ヴァン・ロック) 41歳
司法省人事教育局 専門官
- 9 **Mr. TRAN MANH DAT** (チャン・マイン・ダット) 32歳
司法省法務研究所 研究官

男性5名 女性4名



発行日:平成10年9月9日

発行者:財団法人国際民商事法センター 事務局長 金子浩之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館3F

TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833